

第4回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成16年5月28日(金) 13:30~15:08

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 平成16年度年度計画(案)について

議長から、平成16年度年度計画(案)に関し審議の提案があった後、理事(総務・企画担当)から、4月20日開催の経営協議会において平成16年度年度計画(骨子案)を、4月23日開催の教育研究評議会において平成16年度年度計画(素案)をそれぞれ提示し、5月14日までに意見等の提出を依頼していた旨と、経営協議会委員からは特段の意見はなかった旨の経過説明があった。続いて、各部局等から提出された意見等については、学長補佐体制のもとでその対応を検討した結果、本日提出の修正案に至った旨の説明があった後、平成16年度年度計画(案)の主な修正点について、資料2に基づき説明があった。

これに対し、大要次のような意見交換があった。

- 16頁の(大学院課程)の箇所で、「教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。」を削除したのは、どのような理由か。
- △ 平成16年度においては、短期修了制度をどのように進めるのか具体的に見えないことから、今年度の年度計画からは削除し、今後中期計画の中で十分に検討しようという考えである。
- 従来、博士後期課程である博士(薬学)を取得する学生は修業年限が3年であるが、医歯薬学総合研究科において、博士(医学)、博士(歯学)と同じ4年課程の1専攻となったため、博士(薬学)を取得する学生については4年間ではなく3年間で修了させる必要がある。現在、博士(薬学)を取得する学生を3年間で早期修了させる要件を検討している。
- △ 3年間の早期修了に向けて検討しているということであれば、この部分の記述は残すこととする。
- 46頁の「任期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのための条件の検討を行う。」の箇所で、「検討を行う」との表現は具体的にどの段階までの検討を指すのか。
- △ 教授会で検討し決定したということではなく、委員会やワーキング・グループでの検討結果を根拠資料として報告の際に提出できればよいと考えている。
- 部局において検討する際には、任期制の導入を前提としなくても構わないのか。

△ 最初の検討は、任期制を導入するためにどのような条件を整えなければならないかという議論から始まるものと思われる。

○ 48頁の学内における交通安全のための車の動線の見直しの箇所と、50頁の文教キャンパスの交通計画の見直しの箇所については、重複して記載しているように見受けられる。

△ 重複している箇所の記載については、表現を若干整理することとする。

以上のような意見交換があった後、理事(総務・企画担当)から、9頁の大学院定員の部分に関し、表現上の問題があることから、冒頭に「各研究科の」を加えて「各研究科の将来構想に基づき課程(コース)の増設を検討する。」に修正する旨の説明があった。

次に、議長から、本学の中期目標・中期計画(素案)に対する国立大学法人評価委員会の意見への対応として、「卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う」として具体的な記述の追加を行い提出したところ、資料2-2のとおり具体性の向上の観点の修正例として本学が取り上げられている旨の経過説明の後、本件については平成16年度年度計画(案)に関しても何らかの記載が必要と考えるので検討したい旨と、記載内容については一任願いたい旨の説明があった。

以上のような審議結果を受け、平成16年度年度計画(案)については、本日出された意見を踏まえ記載内容を整備することで了承された。

続いて、理事(総務・企画担当)から、今後のスケジュールに関し、①中期目標については、文部科学省と財務省の協議を経て、5月26日に文部科学大臣が提示したこと、②文部科学大臣の提示を受けて、本学が中期計画の認可申請を行い、文部科学省と財務省で認可の協議を行うこと、③本学の中期計画が文部科学大臣から認可された後、本学の平成16年度年度計画(案)を文部科学省へ提出することとなる旨の説明があった。また、本日は了承された平成16年度年度計画(案)については、役員会での議決を経た上で文部科学省へ提出する旨の説明が加えられた。

次に、平成16年度年度計画の提出の際には予算関係の計画書も必要であるが、特に変更がなかったため、本日は予算計画に関する資料を省略している旨の説明があった。

(2) 名誉教授の選考について

議長から、4月23日開催の本評議会において各部局に持ち帰り検討願った資料3の11名への名誉教授の称号授与について、本日最終的な選考をしたい旨の提案があり、審議の結果、名誉教授の称号授与が提案のとおり了承された。

なお、議長から、名誉教授の推薦に係る資料については、今後、業績の記載を主た

るものにするなど簡素化し、できるだけ統一的な様式としたい旨の説明が加えられた。

次に、議長から、名誉教授称号授与式を5月31日の10時から学長室で、名誉教授懇談会を10時30分から総合教育研究棟2階多目的ホールで、12時から懇親会を学生会館食堂2階ホールで、それぞれ実施することの案内があった。

(3) 長崎大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部改正について

議長から、長崎大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、人事院規則が改正され、特別昇給の実施条件の一つであった「20年以上勤務して退職する場合」の条項が廃止された旨の説明の後、本学の給与関係規程は、国家公務員の給与法、人事院規則に準拠しており、また、国家公務員より有利な規定については説明責任の面からも問題が生じることなどから、本細則についても人事院規則に併せて改正する必要がある旨の説明があった。

次いで、本細則の改正内容について、資料4に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり改正することが了承された。

なお、就業規則の改正に当たっては過半数代表者の意見書の提出が必要である旨の説明が加えられた。

(4) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科離島・へき地医療学講座の寄附講座教員の勤務時間の特例に関する規則について

議長から、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科離島・へき地医療学講座の寄附講座教員の勤務時間の特例に関する規則について審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、本規則の制定理由及び規定内容について資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり制定することが了承された。

(5) 長崎大学名誉博士称号授与規則について

議長から、長崎大学名誉博士称号授与規則について審議の提案があった。

引き続き、理事（研究・国際交流担当）から、本規則の制定理由及び規定内容について資料6に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり制定することが了承された。

なお、審議の過程で、様式第4号中、Doctor of Science のScienceは、諸外国では通常、natural scienceを意味するので、（文系の候補者には）適切ではないのではないかとの意見があり、この部分については再検討することとなった。

(6) その他

ア 長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正について

議長から、長崎大学における教員の任期に関する規則の一部改正について審議の提案があった。

引き続き、理事（人事・教育担当）から、本規則の改正理由及び改正内容について追加資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり改正することが了承された。

4 報告事項

(1) 長崎大学教育研究評議会運営内規の制定について

理事（総務・企画担当）から、長崎大学教育研究評議会運営内規で規定する主要事項については、4月23日開催の教育研究評議会において審議了承されている旨の説明があった後、本内規の規定内容について、資料7に基づき報告があった。

(2) 長崎大学役員退職手当規程の修正について

理事（人事・教育担当）から、長崎大学役員退職手当規程については、4月21日開催の役員会で最終的な審議を行い了承されていたが、文部科学省から、国立大学法人法第17条第2項第2号の「職務上の義務違反があるとき」により役員を解任した場合の退職手当の不支給について規定化がなされていない旨の指摘があったので、修正後の規程を、4月26日開催の役員会の議を経て、資料8のとおり4月1日付けで制定したことについて報告があった。

(3) 外国人留学生数について

理事（研究・国際交流担当）から、平成16年5月1日現在の外国人留学生の在籍状況について、資料9に基づき報告があった。

(4) 九州地区国立大学法人学長会議（仮称）について

議長から、5月19日開催の標記会議の概略として、社団法人国立大学協会九州地区支部の設置等について、資料10に基づき報告があった。

(5) 国立大学法人等財務管理等に関する協議会について

財務部長から、5月20日に開催された標記会議の概略として、17年度概算要求の考え方についての報告があり、加えて、新たな競争的資金への予算区分の創設等もあるので、文部科学省としても事前相談を受けるとの方針であり、各部局においては要求内容等を事前に出してほしい旨の依頼があった。

(6) その他

ア 平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」について

理事（人事・教育担当）から、平成16年度特色ある大学教育支援プログラムに関して、①本学は医学部での取組みを選定し、文部科学省へ申請していること、②今回は総数534件の申請があっており、本学が申請した取組み（主として大学と地域・

社会との連携の工夫改善に関するテーマ)には113件の申請があつていること、③ヒアリング対象大学に選ばれた場合は、7月12日の週にヒアリングが行われる予定であることなどについて、報告があつた。

イ 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」について

理事(人事・教育担当)から、現代的教育ニーズ取組支援プログラムに関する現時点で得られている情報として、①各大学担当者を対象とした説明会は、7月に開催予定であること、②公募要領は6月中にできる予定であること、③文部科学省への申請期限は、7月中の予定であることなどについて、説明があつた。

加えて、本プログラムに関する情報は不足しているが、公募から申請期限までの期間が短いので、申請を予定している場合はあらかじめ準備願いたい旨の依頼があつた。

ウ 6月及び7月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、6月及び7月の教育研究評議会の開催日時について、連絡があつた。

以 上